

（第101号議案）

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行												
第1条 （略） （給料の額） 第2条 中野区長等の給料の月額（以下「給料月額」という。）は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <td>区長</td><td>1, 2 4 2, 9 0 0 円</td></tr> <tr> <td>副区長</td><td>9 9 7, 7 0 0 円</td></tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td><td>8 2 6, 0 0 0 円</td></tr> </table> 第3条・第4条 （略） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の24、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の144を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則（昭和50年中野区規則第39号）第3条の支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 （略） 附 則 1～16 （略） 17 平成24年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の24」とあるのは、中野区長及び副区長にあつては「100分の22」と、常勤の監査委員にあつては「100分の10」とする。 別表 （略） 附 則 この条例は、平成24年1月1日から施行する。	区長	1, 2 4 2, 9 0 0 円	副区長	9 9 7, 7 0 0 円	常勤の監査委員	8 2 6, 0 0 0 円	第1条 （略） （給料の額） 第2条 中野区長等の給料の月額（以下「給料月額」という。）は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <td>区長</td><td>1, 2 4 5, 4 0 0 円</td></tr> <tr> <td>副区長</td><td>9 9 9, 7 0 0 円</td></tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td><td>8 4 7, 2 0 0 円</td></tr> </table> 第3条・第4条 （略） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の24、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の144を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則（昭和50年中野区規則第39号）第3条の支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 （略） 附 則 1～16 （略） 別表 （略）	区長	1, 2 4 5, 4 0 0 円	副区長	9 9 9, 7 0 0 円	常勤の監査委員	8 4 7, 2 0 0 円
区長	1, 2 4 2, 9 0 0 円												
副区長	9 9 7, 7 0 0 円												
常勤の監査委員	8 2 6, 0 0 0 円												
区長	1, 2 4 5, 4 0 0 円												
副区長	9 9 9, 7 0 0 円												
常勤の監査委員	8 4 7, 2 0 0 円												

（参 考）

第2条関係

	区 長	副区長	常勤の監査委員
現 行	1, 245, 400	999, 700	847, 200
改正案	1, 242, 900	997, 700	826, 000
差	△2, 500	△2, 000	△21, 200